

定 款

2020年1月1日改定

レーザーテック株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、レーザーテック株式会社と称し、英文ではLasertec Corporationと表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

次の物品の研究、設計、製造、売買、賃貸、輸出入、中古品の売買、機械器具設置工事の請負およびこれに付帯する一切の業務

- (1) 半導体分野、液晶分野、生化学分野、医療分野、金属研究分野、精密部品分野、高密度記録分野等
に使用される検査装置、測定装置、観察装置、修正加工装置およびその部品、ならびにこれらに関連す
る情報処理装置およびその部品、ならびに信号装置およびその部品
- (2) 電子機器および機械系を含む自動制御装置およびその部品
- (3) 光学機械

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公
告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、256,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株
式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規定)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年9月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に、随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開

示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議および会社法その他の法令において同条の決議方法が準用される決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第18条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

- 第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

- 第20条 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役)

- 第22条 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選任し、また必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(代表取締役)

- 第23条 取締役社長は当会社を代表する。
2. 前項のほか必要に応じ取締役会の決議により、取締役の中から当会社を代表すべき取締役を選定することができる。

(業務執行)

第24条 取締役社長は当会社の業務を統括し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役およびその他の取締役は、取締役社長を補佐し定められた事項を分掌する。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(顧問および相談役)

第25条 取締役会の決議により、顧問および相談役各若干名を置くことができる。

2. 顧問および相談役は、当会社の業務に関し取締役社長の諮問に応じるものとする。

(招集権者および議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(招集手続)

第27条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(決議方法)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第29条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第30条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規定)

第31条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規定による。

(報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定め

る最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 3 4 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 3 5 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 3 6 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第 3 7 条 監査役会は、監査役の中から 1 名以上の常勤の監査役を選定する。

(招集手続)

第 3 8 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(決議方法)

第 3 9 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(議事録)

第 4 0 条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規定)

第 4 1 条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規定による。

(報酬等)

第 4 2 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第 4 3 条 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により社外監査役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める

最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第44条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の定めがなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第47条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

(期末配当)

第48条 当会社の剰余金の期末配当は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第49条 当会社は、取締役会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第50条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金に対しては、利息をつけない。

(付 則)

1. この定款は、1962年 7月17日から実施する。
2. この定款は、1974年 4月 5日から改定実施する。
3. この定款は、1978年 9月14日から改定実施する。
4. この定款は、1980年 4月 1日から改定実施する。
5. この定款は、1985年 9月27日から改定実施する。

- 6. この定款は、1986年 6月13日から改定実施する。
- 7. この定款は、1989年 7月 1日から改定実施する。
- 8. この定款は、1989年 9月28日から改定実施する。
- 9. この定款は、1990年 9月27日から改定実施する。
- 10. この定款は、1991年 9月25日から改定実施する。
- 11. この定款は、1992年 9月25日から改定実施する。
- 12. この定款は、1994年 9月28日から改定実施する。
- 13. この定款は、1998年 9月25日から改定実施する。
- 14. この定款は、2002年 9月25日から改定実施する。

第32条の規定にかかわらず、第40期定時株主総会の終結前に在任する監査役の任期は、従前のとおり3年とする。

- 15. この定款は、2003年 9月25日から改定実施する。
- 16. この定款は、2004年 4月 1日から改定実施する。
- 17. この定款は、2004年 9月28日から改定実施する。
- 18. この定款は、2005年 9月27日から改定実施する。
- 19. この定款は、2006年 4月 1日から改定実施する。
- 20. この定款は、2006年 9月27日から改定実施する。

第22条の規定にかかわらず、平成17年9月27日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成19年開催の定時株主総会終結の時までとする。

- 21. この定款は、2009年 9月28日から改定実施する。
- 22. この定款は、2013年 7月 1日から改定実施する。
- 23. この定款は、2017年 4月 1日から改定実施する。
- 24. この定款は、2020年 1月 1日から改定実施する。